

## 大木町議会基本条例【解説】

この解説は、大木町議会基本条例を、町民の皆さんが理解しやすく説明したものです。

この解説で、町民の皆さんに、大木町議会基本条例を理解していただき、議会議員と一緒にあって議会活動を活発にし、町長及び執行機関と大木町のまちづくりをしていきたいと考えております。

なお、この条例及び解説書については、今後実際に活用していく中で、町民の皆様のご意見お聞きし、より良いものに適宜見直していきます。

平成 25 年 9 月 27 日

### 大木町議会

議 長	中ノ森 慎 一
大木町議会活性化特別委員会	
委員長	徳 永 豊
副委員長	牟田口 美智子
〃	松 枝 友 久
委員	中 島 征 行
〃	近 藤 純 久
〃	井 上 護
〃	山 北 清四郎
〃	中 島 和 正
〃	古 賀 泰 弘
〃	中 島 宗 昭
〃	松 枝 治 幸
〃	小 島 裕 司

大木町議会基本条例は、議会に関する基本的事項を定めた条例であります。

目次として、前文と 9 つの章、そして附則から構成されております。さらに、9 つの章は、22 の条に分かれております。

## ○大木町議会基本条例

### 目次

#### 前文

第1章 総則（第1条）

第2章 議会・議員の活動原則（第2条・第3条）

第3章 委員会及び全員協議会の活動原則（第4条・第5条）

第4章 町民と議会との関係（第6条・第7条）

第5章 議会と町長等との関係（第8条—第12条）

第6章 議会及び議会事務局の体制整備（第13条—第15条）

第7章 議員の身分、待遇及び政治倫理（第16条—第18条）

第8章 最高規範性と見直し手続（第19条—第21条）

第9章 補則（第22条）

#### 附則

#### （前文）

地方議会は、二元代表制の下、地方公共団体の議事機関として、その機能を十分に発揮し、地方自治の本旨を実現する役割を担っている。

地方分権の進展に伴い、地方自治体の自己決定、自己責任及び自己負担の範囲が拡大する中、その役割は一層重要性を増している。

大木町民の尊い負託を得たこの大木町議会（以下「議会」という。）においても、町民の意見を反映しながら、町政における一つひとつの課題を的確に解決し、地方議会としての役割を果たしていかなければならない。

そのためには、議会、議員及び委員会の活動原則並びに町民と議会及び議会と町長その他の執行機関（以下「町長等」という。）との関係等を明らかにし、町民に分かりやすい開かれた議会づくりを実現する必要がある。

よって、町民の福祉の増進及び町の発展に寄与することを決意し、「大木町議会基本条例」を制定する。

#### 【趣 旨】

前文は、この条例を制定するに至った背景や経緯、議会の決意等を明らかにするものであります。

## 【解 説】

憲法は、「議会」と「長」が町民を代表し、それぞれ直接町民に責任を負うという制度、つまり、二元代表の制度を採用しております。

この二つの代表機関は、ともに町民の負託を受けて活動し、議会は合議制の機関として、また町長は独任制の機関として、それぞれの特性をいかして、町民の意思を町政に反映させるために努力し、自治体としての最良の意思決定を導く共通の役割を担っています。

二元代表制の一翼を担う議会は、憲法上、「議事機関」と規定されており、その重要な機能として、自治体の基本事項を決定する団体意思決定機能と、執行機関を監視・評価する機能を有している。

また、地方分権の進展に伴い高まった議会の役割と責任を果たすため、議会活動の基本理念とその実現のための原則を定め、情報公開や発信を積極的に行い、町民との情報共有を図ることで、町政への町民参加を推進し、町民に分かりやすい開かれた議会づくりに今以上に取組む必要があります。

そのためには、町民に信頼され、町民の多様な意見を町政に反映しうる合議体としての議会づくりを構築しなければなりません。

よって、議会が果たすべき役割と責任の重さを自覚し、町民の皆さんの期待に全力で応えるため、この条例を制定するものであります。

### \* 二元代表制

憲法 93 条第 2 項で、「地方公共団体の長」と「議会の議員」については、住民が直接これを選挙すると定めている。

二元代表制の特徴は、町長、議会がともに町民を代表するところです。

### \* 合議制と独任制

合議制とは、複数の人によって構成された組織体において、その構成員が集まって議論を通じて意思を決定する制度です。

対して、独任制とは、行政機関などが一人の人で構成され、独立して職務を執行し、意思を決定する制度。

### \* 議事機関

憲法 93 条第 1 項で、地方公共団体には、法律の定めるところにより、その議事機関として議会を設置すると定めている。

条例の制定その他、地方公共団体の行政運営の基本的事項について、審議し、決定する権能を有する機関、議会を指す。

\* 地方分権

国からの地方に対する関与を廃止・縮小したり、国の事務権限や財源を地方に移したりすることで、住民に身近な行政はできるだけ住民に近い地方が行うことができるように、行政の仕組みを変えていこうとするもの。

\* 執行機関

独自の執行権限をもち、その担任する事務について、国又は地方公共団体等の意思を自ら決定し、執行する権能を有する機関。

地方公共団体の長及び教育委員会等の委員会及び委員を指す。

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この条例は、議会運営の基本的事項を定めることにより、町民の負託に的確に応え、もって町の将来像である「緑の風が吹き渡るふるさと 暮らし輝く 環のまち・おおき」を実現し、町民福祉の向上に寄与することを目的とする。

### 【趣 旨】

本条は、この条例を制定する目的について定めたものです。

### 【解 説】

議会運営の基本的事項を明文化し実行することで、町民の負託にこたえ、目指すべき町の将来像を示し、町民の福祉の向上に寄与することを目的として規定しています。

\* 平成32年度を目標年次として、「環境・共生・協働のまちづくり」を基本理念に、目指すべき将来像を「緑の風が吹き渡るふるさと 暮らし輝く 環のまち・おおき」とした総合計画「みんなの大木新時代プラン」を平成23年3月に策定。

\* 負託・・・町民の代表として、責任を持たせて任せること。

\* 福祉の向上

地方自治法第1条の2の規定は、地方公共団体は町民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする。と規定されている。

## 第2章 議会・議員の活動原則

### (議会の活動原則)

第2条 議会は、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。

- (1) 公正性、透明性及び信頼性を確保し、町民に開かれた議会を目指すこと。
- (2) 町民の多様な意見を的確に把握し、町政に反映させること。
- (3) 条例等の政策提案を積極的に行い、その経過及び結果等を町民へ公開すること。
- (4) 常に適正な町政運営が行われているかを監視し、評価すること。
- (5) 傍聴者に議案に用いる資料等を提供するなど、分かりやすい議会運営に努めること。
- (6) 公聴会制度及び参考人制度を活用することによって、学識経験者等の専門的又は政策的識見等を聴取し、討議に役立てるよう努めること。
- (7) 議長及び副議長の選出に当たっては、本会議においてそれぞれの職を志願する者に所信を表明する機会を設けること。

### 【趣 旨】

本条は、議会の基本的役割を担うため、議会が果たすべき活動原則を定めたものです。

### 【解 説】

- (1) 町民を代表する議決機関であることを自覚し、公平で正しく、分かりやすい、町民に開かれた議会を目指すことを規定しています。
- (2) 町民の多様な意見をよく聞いて、町政に生かすことを規定しています。
- (3) 条例を提案するなど政策提案を積極的に行い、その内容については広く町民へ周知することを規定しています。
- (4) 町政運営が正しく行われているかを監視し、その結果について評価することを規定しています。
- (5) 傍聴者に、議案に関する資料等を提供することで、分かりやすい議会運営に努めることを規定しています。

- (6) 公聴会制度及び参考人制度を活用し、学識経験者等の専門的・政策的識見等を聴取し、議会の討議に役立てることを規定しています。
- (7) 正副議長の選挙を行う際には、その職を志願する者に対して意思表示をする場の提供を行い、町民に分かりやすい正副議長の選出を行うことを規定しています。

\* 政策提案

政策研究を行うことで、その明らかになった問題について、解決するための有効な政策をまとめ、提案すること。

\* 公聴会制度

重要な案件や住民の権利義務に大きな影響のある案件を審査する場合に、必要に応じて利害関係者や学識経験者等の意見を聴くため開催するもの。

\* 参考人制度

利害関係者や学識経験者等の出頭を求めて意見を聴取する制度。  
公聴会より簡便な手続きで民意を直接聴取する方法とされる。

**(議員の活動原則)**

第3条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。

- (1) 議員間の自由な討議により、合意形成に努めること。
- (2) 議員間の自由な討議により、政策提言及び条例、意見書等の議案提出を積極的に行うよう努めること。
- (3) 町政全般についての課題並びに町民の意見及び要望を的確に把握するよう努めること。
- (4) 議員としての資質を高めるため、不断の研さんに努めるとともに、町民全体の奉仕者及び代表者としてふさわしい活動をする事。
- (5) 議会の構成員として、一部の団体及び地域の代表にとどまらず、町の発展と町民全体の福祉の向上を目指して活動すること。

## 【趣 旨】

本条は、議員の活動原則に実行性を持たせるため、議員自身の活動原則を定めたものです。

## 【解 説】

- (1) 議会が言論の場であることから、議員間の自由な討議により議論を尽くして、合意形成に努めることを規定しています。
- (2) 議員間の自由な討議を行い、政策提言及び議案等の提出を積極的に行うことを規定しています。
- (3) 町政全般における課題及び町民の多様な意見・要望等を的確に把握することを規定しています。
- (4) 議員としての資質向上に努め、町民から選ばれた議員としてふさわしい活動をすることを規定しています。
- (5) 一部団体及び地域の個別事案だけではなく、町民全体の福祉の向上を目指して活動することを規定しています。

### \* 政策提言

政策研究を行うことで、その明らかになった問題について、解決するための有効な政策をまとめ発信すること。

### 第3章 委員会及び全員協議会の活動原則

#### (委員会の活動原則)

第4条 常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会（以下「委員会」という。）は、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。

- (1) 年度当初にその年度の活動内容について十分な検討を行った上で、委員会における活動計画を策定し議長に報告すること。
- (2) 町民の多様な意見を的確に把握し、委員間の討議に反映させるよう努めること。
- (3) 委員間の自由な討議により、政策提言及び条例、意見書等の議案提出を積極的に行うよう努めること。
- (4) 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第109条の規定に基づく所管事務等の調査権及び審査権を積極的に活用するよう努めること。
- (5) 委員会の所管事務等の調査の項目並びに審査の経過及び結果は、一般質問、議会だよりその他の方法によって町民に公開し、説明すること。
- (6) 委員会審査報告は、町民に分かりやすい報告とするよう努めること。
- (7) 公聴会制度及び参考人制度を活用することによって、学識経験者等の専門的又は政策的識見等を聴取し、委員間の討議に役立てるよう努めること。

#### 【趣 旨】

本条は、議会が行うすべての委員会の活動原則を定めたものです。

#### 【解 説】

- (1) 委員会における年間活動について十分なる検討を行い、年度当初に活動計画を作成し、議長に提出することを規定しています。
- (2) 町民の多様な意見をよく聞いて、委員間の討議に生かすことを規定しています。
- (3) 委員間の自由な討議を行い、政策提言及び条例、意見書等の議案提出を積極的に行うよう努めることを規定しています。
- (4) 所管事務等の調査及び審査において、その権限を積極的に活用し、

町政課題への改善策及び対応策等について、議論することを規定しています。

- (5) 所管事務等の調査事項の経過及び結果等については、一般質問、議会だより等の方法によって町民に公開し説明することを規定しています。
- (6) 委員会における審査報告は、公正性、透明性を心がけ、町民に分かりやすい報告とするよう努めることを規定しています。
- (7) 公聴会制度及び参考人制度を活用し、学識経験者等の専門的政策的識見等を聴取し、委員間の討議に役立てることを規定しています。

\* 法第 109 条に常任委員会、議会運営委員会、特別委員会の設置及び運営に関する規定があり、所管事務あるいは特定の事件について調査、審査を行うことができる。

#### **(全員協議会の活動原則)**

第 5 条 全員協議会は、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。

- (1) 議会内の協議及び意見調整並びに執行機関による事前説明会及び意見聴取の場となるよう努めること。
- (2) 活発で円滑な議会運営及び議会活動に資するための良識ある場となるよう努めること。
- (3) 本会議の機能を代替するものではなく、本会議又は委員会と同様の実質審議となることのないよう、節度ある運営に努めること。

#### **【趣 旨】**

本条は、議員全員による協議又は意見調整の場である全員協議会の活動原則を定めたものです。

#### **【解 説】**

- (1) 議会内の協議や意見調整並びに執行機関による事前説明及び意見聴取の場となるよう運営することを規定しています。
- (2) 活発で円滑な議会運営・活動を目指した良識ある場となるよう運営することを規定しています。
- (3) 協議や意見調整及び執行機関からの事前説明等の場が、本会議や委員会と同様の実質審議となることのないよう、節度をもって運営することを規定しています。

## 第4章 町民と議会との関係

### (町民の参加及び町民との連携)

- 第6条 議会は、情報公開を徹底するとともに、町民に対して積極的に説明責任を果たさなければならない。
- 2 議会は、本会議のほか、委員会を原則として公開するとともに、町民が議会の活動に関心を持ちやすく、また、傍聴しやすいよう運営するものとする。
  - 3 議会は、町民及び各種団体との意見交換等の場を積極的に設けるものとする。
  - 4 議会は、前3項の責務を果たすため、全議員出席の下に町民との意見交換会等を年1回以上開催するものとする。

### 【趣 旨】

本条は、会議等の公開と議会活動に係る情報公開並びに町民の議会活動への参加を推進するため、意見交換会等を実施し、開かれた議会の実現を図ることを定めたものです。

### 【解 説】

- 1 議会の果たすべき重要な責任として情報の公開の徹底と、町民に対する説明責任を果たすことを規定しています。
- 2 議会は、全議員が出席する本会議と担当分野ごとに議員が出席する委員会がありますが、この会議については原則公開とし、町民の参加しやすい運営に努めることを規定しています。
- 3 議会は、町民等との意見交換等の場を多様に設けることにより、町民等の関心や意見を的確に把握することを規定しています。
- 4 議会は、直接、町民に対して議会活動の状況を報告し、町政に関する情報を提供するとともに、町民の関心や意見を直接聞く貴重な機会として、町民との「意見交換会」を年1回以上実施し、町民の意見を聴取して議会活動に反映させることを規定しています。

### (議会広報の充実)

第7条 議会は、議会活動に関する情報を、町民に積極的に提供するものとする。

2 議会は、情報技術の発達に応じた多様な広報手段を活用し、議会の広報活動の充実強化に努めるものとする。

### 【趣 旨】

本条は、議会における広報のあり方について定めたものです。

### 【解 説】

1 議会広報紙「議会だより」の発行により、議会活動に関する情報を議会独自の視点に立ち、積極的に町民に提供することを規定しています。

2 情報技術の発達に合わせ、様々な広報手段の活用により、町民が議会や町政に関心を持つような議会広報活動の充実強化に努めることを規定しています。

## 第5章 議会と町長等との関係

### (議会と町長等との関係)

第8条 議案審議において、議会と町長等は、次に掲げるところにより、独立対等の立場で適度な緊張関係及び信頼関係の保持に努めなければならない。

- (1) 本会議における議員と町長等との質疑又は質問は、町政上の課題とそれについての論点を明確にするため、原則として一問一答方式で行う。
- (2) 町長等は、議長又は委員長<sup>の</sup>許可を得て、議員の質疑又は質問に対して論点の明確化を図る場合に限り、反問することができる。
- (3) 発言者は、町民に分かりやすいように発言するとともに、他人を中傷したり、他人の発言の意図を歪曲<sup>わい</sup>した上での発言は慎み、端的で品位ある発言に努めるものとする。

### 【趣 旨】

本条は、議案審議の場における議会と町長等との適度な緊張関係及び信頼関係の保持と、議会の会議等における質疑応答等について定めたものです。

### 【解 説】

- (1) 審議の際には、町民に対して町政上の課題とそれについての論点を明確にするため、本会議における質疑応答を原則として一問一答方式で行うことを規定しています。
- (2) 町長等は議長又は当該委員会の委員長<sup>の</sup>許可を得て、議員の質問等に対して論点を明確にする場合に限り、議員に対して反対に質問ができることを規定しています。
- (3) 発言者は、町民にも理解できるように要点のみを分かりやすく述べるとともに、相手の中傷したり事実と異なるような発言は現に慎み、端的で品位ある発言に努めることを規定しています。

\* 適度な緊張関係と信頼関係

二元代表制のもと、議事機関である議会と町長その他執行機関とは、そ

それぞれの機能を町民のために十分に発揮することが求められており、一定の緊張関係を保ちつつも、町民福祉の増進及び町の発展という共通目標に向けた信頼関係も欠かすことができない。

\* 一問一答方式

一つの項目について議員が質疑、質問し、町長等の答弁を交互に行い、その後、次の項目の質疑、質問を行うという形式のひとつ。

\* 反対に質問（反問）

質問内容を聞きなおしたり、内容確認をするものではなく、問題点や考えの違う点を明確にするために、議員の質問内容の根拠や考え、代わりの案などを質問するもの。

**（町長等による政策等の決定過程の説明）**

第9条 議会は、町長等が提案又は報告する重要な政策、計画、施策、事業等について、町長等に対して、必要な情報及び分かりやすい説明資料の提出並びに決定過程の説明を求めるものとする。

**【趣 旨】**

本条は、町長等が提案又は報告する重要な政策等の審議のために、情報（資料）の提供及び政策等の決定過程の説明を求めることを定めたものです。

**【解 説】**

議会は、町長等が提案又は報告する重要な政策等について、その提案の根拠を明らかにするため、町長等に対して必要な情報や分かりやすい説明資料の提出と、政策等の決定に至る過程の説明を求めることを規定しています。

また、町長等は、資料等の要求に対して適切に対応するものとする。

なお、本条に基づく資料等の要求は、あくまでも「議会」としての機関意思決定によるものであり、議員個人が行う資料等の要求の根拠となるものではない。また、従来から、町長等から議会に対し適切な資料等の提供及び説明がなされてきたところであるが、これらの行為が今後も適切に対応されるよう求める旨本条で規定しています。

**(町長等による予算及び決算における説明)**

第10条 議会は、予算及び決算の審議に当たっては、分かりやすい施策別又は事業別の説明資料の提出を町長等に求めるものとする。

**【趣 旨】**

本条は、町長等が予算や決算を提案する際は、審議が深まるよう分かりやすい説明資料の提出を求めることを定めたものです。

**【解 説】**

議会は、予算や決算を審議する際は、審議が深まるよう、町長等に対して、分かりやすい施策別又は事業別の説明資料の提出を求めることを規定しています。

議会及び町長等は、資料等の要求及び説明に関しては、前条の解説の通り適切に対応するものとする。

**(監視及び評価)**

第11条 議会は、本会議又は委員会における審議、審査、議決等を通じて、町長等の事務の執行について、適正かつ公平及び効率的に行われているかを的確に監視するとともに、町民に対して町長等の事務の執行についての効果及び成果についての評価を明らかにするよう努めるものとする。

**【趣 旨】**

本条は、議会の権能のうち、町長等との関係で生じてくる監視機能及び評価機能について定めております。

**【解 説】**

議会は、本会議や委員会における審議、議決等を通じて、町政運営に関する町長等の事務の執行について、適正かつ公平及び効率的に行われているかを的確に監視し、その結果が初期の効果や成果を達成しているかについて、評価を明らかにすることを規定しています。

### (議決事件の拡大)

- 12 条 法第 96 条第 2 項の規定に基づく議会の議決すべき事件は、本町における総合的かつ計画的な行政の運営を図るために策定される基本構想及び基本計画とする。
- 2 議会は、町行政の各分野における基本的な計画等のうち、特に重要で必要があると認めるものを、積極的に議決事件に加えることを検討するものとする。

### 【趣 旨】

本条は、地方自治法第 96 条第 1 項の規定に基づく議決すべき事件のほか、同条第 2 項の規定に基づき条例で議会の議決すべきものを追加できることを定めたものです。

### 【解 説】

- 1 議会で議決すべき事件については、法第 96 条第 1 項において、条例を制定改廃すること、予算を定めること、決算を認定することなどの 15 項目が規定されています。

また、同条第 2 項に、条例で定めることによってこの 15 項目以外の事件を議決することができる旨規定してあります。

この第 2 項の規定を活用し、町の総合計画である「基本構想」及び「基本計画」について、議会の議決が必要であることを規定しています。

- 2 議会は、町政全般における重要な政策等の決定に参画する観点から、町行政各分野における基本的な計画等のうち、特に必要であると認めるときは、その理由及び根拠を明らかにして、積極的に議決事件に追加検討することを規定しています。

## 第6章 議会及び議会事務局の体制整備

### (議員研修の充実強化)

第13条 議会は、この条例を議員間で共有し浸透させるため、一般選挙を経た任期開始後速やかに、この条例に関する研修を行うものとする。

2 議会は、議員の政策形成能力を向上させるため、議員の学習環境の整備と議員研修の充実強化を図り、その実現のための必要な予算の確保に努めるものとする。

3 議会は、他の地方公共団体の議会との交流及び連携を深め、互いに協力して、共通する行政課題及び議会運営についての調査研究に努めるものとする。

4 議会は、委員会等で視察研修を行ったときは、当該視察研修に参加した議員にその報告書を議長に提出させるとともに、関係部署との意見交換の場を設けるよう努めるものとする。

### 【趣 旨】

本条は、この条例の理念を共有し浸透させ、議会活動・審議が充実するよう、議員研修の充実強化について定めたものです。

### 【解 説】

1 議会は、この条例の理念を議員間で共有し浸透させるため、一般選挙を経た任期開始後速やかに、この条例に関する議員研修を行うことを規定しています。

2 議会は、議員の政策形成能力向上のため、学習環境の整備と議員研修の充実強化を図るとともに、その実現のための必要な予算の確保に努めることを規定しています。

3 他の地方公共団体の議会との交流・連携を深め互いに協力して、共通する行政課題や議会運営について調査・研究することを規定しています。

4 委員会等の視察研修に議員が出席したときは、報告書を議長に提出するとともに、関係部署との意見交換の場を設け、行政課題に的確に対応できるよう努めることを規定しています。

### (議会事務局の体制整備の充実)

第14条 議会は、議会及び議員の政策形成及び立案機能を高めるため、議会事務局の調査及び政策立案機能の充実強化を図り、議会事務局の体制整備の充実に努めるものとする。

#### 【趣 旨】

本条は、議員の活動を補助する議会事務局の体制整備について定めたものです。

#### 【解 説】

議会及び議員の政策形成・立案機能を高めるためには、その活動を補助する議会事務局の調査及び政策立案機能の充実が不可欠であります。本会議や委員会等の議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の体制整備の充実に努めることを規定しています。

#### \* 議会事務局

条例により事務局が設置されるもので、議長から任命された職員により構成され、議長の指揮監督のもとで、議会の機能発揮を支え議会活動を補佐する組織です。

### (議会図書室の充実)

第15条 議会は、議員の調査研究に資するために設置する議会図書室を適正に管理し運営するとともに、その図書、資料等の整備充実に努めるものとする。

#### 【趣 旨】

本条は、議会に設置する図書室について定めたものです。

#### 【解 説】

議員の調査研究に資するための、議会図書室を設置し、各種図書・資料等を整備充実強化に努め、議会活動に活用することを規定しています。

## 第7章 議員の身分、待遇及び政治倫理

### (議員定数)

- 第16条 議員定数は、大木町議会議員の定数を定める条例（平成14年大木町条例第36号。以下「議員定数条例」という。）で定める。
- 2 議員定数条例の改正を審議するに当たっては、行財政改革の視点及び他自治体との比較だけではなく、町政の現状及び課題並びに将来の予測及び展望を十分に考慮するとともに、議員活動の評価等に関する町民の意見を聴取する等の方法により、本町の実情に応じた検討を行うものとする。
  - 3 議員定数の改正案を提出する際は、明確な改正理由を付して提案するものとする。

### 【趣 旨】

本条は、議員の定数を定める場合の基本的な方針について定めたものです。

### 【解 説】

- 1 議員の定数は、別の条例で定めていることを規定しています。
- 2 議員定数条例の改正を審議するにあたっては、行財政改革の視点及び他自治体との比較だけではなく、町政の現状、課題や将来の予測、展望等を踏まえて、町民の意思を町政に的確に反映する機能を十分発揮するためにはどうあるべきかという観点から総合的に判断するとともに、参考人制度や公聴会制度を活用して、町民の代表である議員の活動の評価等に関する町民の意見を聴取するなどの方法により、総合的に判断し本町の実情にあった検討を行うことを規定しています。
- 3 議員定数条例を見直すときは、明確な改正理由を付して、提案することを規定しています。

### **(議員報酬)**

第 17 条 議員報酬は、大木町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和 39 年大木町条例第 20 号。以下「議員報酬条例」という。）で定める。

- 2 議員報酬条例の改正を審議するに当たっては、行財政改革の視点及び他自治体との比較だけではなく、町政の現状及び課題並びに将来の予測及び展望並びに議員活動の評価等についての町民の意見を勘案した上で、大木町特別職報酬等審議会の意見を尊重するものとする。
- 3 議員報酬の改正案を提出する際は、明確な改正理由を付して提案するものとする。

### **【趣 旨】**

本条は、議員の報酬を定める場合の基本的な方針について定めたものです。

### **【解 説】**

- 1 議員の報酬は、別の条例で定めていることを規定しています。
- 2 議員報酬条例の改正を審議するにあたっては、行財政改革の視点及び他自治体との比較だけではなく、町政の現状や将来の予測、展望並びに議員が町政において果たすべき責務や担っている役割等を踏まえて、また議員活動の評価等についての町民の意見を勘案した上で、総合的に判断するとともに、町の特別職報酬等審議会の意見を十分尊重することを規定しています。
- 3 議員報酬条例を見直すときは、明確な改正理由を付して、提案することを規定しています。

### **(議員の政治倫理)**

第 18 条 議員は、町民全体の代表者として、町民の信頼に値する倫理感を身に付け、いやしくもその権限又は地位による影響力を不正に行行使することによって、自己又は特定の者の利益を図る等、町民の疑惑を招くことのないよう行動しなければならない。

2 議員は、大木町政治倫理条例（平成 20 年大木町条例第 11 号）を遵守しなければならない。

### **【趣 旨】**

本条は、議員の政治倫理と、別に規定している政治倫理条例を遵守することを定めたものです。

### **【解 説】**

1 議員は、町民全体の奉仕者として、その人格と倫理の向上に努め、いやしくも自己の地位による影響力を不正に行行使して、自己又は特定の者の利益を図るなど、町民の疑惑を招くことのないよう、高い倫理を守るべき義務があることを常に自覚し行動することを規定しています。

2 町民全体の代表者として、議員の責務を正しく認識し、別に定める大木町政治倫理条例を遵守することを規定しています。

## 第8章 最高規範性で見直し手続

### (最高規範性)

第19条 この条例は、議会運営における最高規範であり、議会は、この条例に違反する条例の議決並びに規則及び規程等の制定等をしてはならない。

#### 【趣 旨】

本条は、この条例が、本町議会の最高規範であることを定めたものです。

#### 【解 説】

この条例は、本町議会運営における最高規範であるので、この条例の規定に反した議会条例や議会規則等の制定、改正、廃止をしてはならないことを規定しています。

### (議会及び議員の責務)

第20条 議会及び議員は、この条例及びこの条例に基づいて制定される条例、規則、規程等を遵守して議会を運営しなければならない。

#### 【趣 旨】

本条は、議会及び議員の責務について定めたものです。

#### 【解 説】

この条例の理念、原則及び関係条例等を遵守し、議会運営に当たることが規定されています。

### **(見直し手続)**

第 21 条 議会は、この条例の目的が達成されているかどうかを、一般選挙を経た任期開始後速やかに、また、必要に応じて、全議員で検証するものとする。

2 議会は、前項の規定による検証の結果、必要な場合は、この条例の改正を含めて適切な措置を講ずるものとする。

3 議会は、この条例を改正するに当たっては、全議員の賛同する改正案であっても、本会議において改正の理由を詳しく示さなければならない。

### **【趣 旨】**

本条は、この条例の実効性を将来にわたって担保するため、随時内容の検証を行い、必要があれば改正するなど、適切な措置を講ずることを定めたものです。

### **【解 説】**

1 4年ごとの一般選挙によって、議員が入れ替わる任期開始時点において、この条例の目的が達成されているかを議員全員で検証することを規定しています。

2 検証の結果、制度の改善が必要となった場合は、条例改正等の措置を講ずることを規定しています。

3 議会基本条例を改正するときは、町民への説明責任を果たすため、条例改正等の理由、背景などを本会議において詳しく示すことを規定しています。

## 第9章 補則

### (委任)

第22条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

### 【趣 旨】

本条は、補則として、この条例の施行にあたり必要な事項を別途委任することを定めたものです。

### 【解 説】

この条例の理念、原則を議会活動の基本として実践するために、必要な条例、規則等を別途定めることを規定しています。

### 附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

### 【解 説】

この条例で決めたことは、準備期間等を考慮して、平成26年4月1日から施行することを規定しています。

\* 施行とは、法令の効力を現実に一般的に発動させること。